



平成19年に所得が減って 所得税が課されなくなった方



身近でよりよい行政サービスを行うため、国（所得税）から地方（住民税）への「税源移譲」が始まりました。

それに伴い、ほとんどの方は、平成19年1月から所得税が減り、その分6月から住民税が増えています。

しかし、税源の移し替えなので、「所得税＋住民税」の税負担は基本的には変わりません。



税務財政課課税係
☎ 74-3003

税源移譲に伴う 住民税の経過措置 に係るお知らせ

税源移譲時の年度間の所得の変動に係る経過措置（平成19年度住民税のみ適用）

毎年の所得の変動があまりない場合、平成19年度の住民税で税負担が増えた分は、平成19年分の所得税で調整され、税負担の増減はありません。

しかしながら、平成19年中の所得が大きく下がり（給与所得者の退職等や事業所得者等の所得の減少等）、所得税がからなくなってしまう場合、調整すべき金額を所得税から差し引くことができなくなってしまう。

このような、平成18年中の所得と平成19年中の所得との変動に伴う負担増を調整するため、経過措置が設けられています。

対象となる方は期限内に申告くださいますようお願いいたします。対象者は、次のとおり。

対象者	次の①と②の両方を満たす方 ① 平成19年度住民税の課税所得金額（申告分離課税分を除く。） $>$ 所得税と住民税との人的控除額の差※ ② 平成20年度住民税の課税所得金額（申告分離課税分を含む。） $\leq$ 所得税と住民税との人的控除額の差※ （※「人的控除額の差」については、別表参照。）
計算方法	平成19年度の合計課税所得金額について、①税源移譲後の税率を適用し、調整控除を行った後の税額から、②税源移譲前の税率を適用した税額を差し引いた額を減額します。 既に納税済みの場合は、還付します。
申告	対象者は、平成20年7月1日から平成20年7月31日までに、平成19年1月1日現在の住所所在地の市町村へ申告することにより、経過措置の適用が受けられます。